

会則の改定案(2024年1月30日評議員会同意)

現行 2002年4月14日改正	改定案	提案理由
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条 本会は日本生物地理学会（The Biogeographical Society of Japan）と称する。</p> <p>第2条 本会は生物学各分野に関する生物地理学的研究を推進し、その知識の向上と普及を図ることを目的とする。</p> <p>第3条 本会は年に1度総会を開き、会務、会計その他の重要事項の報告や決定を行う。総会は会長の招集のもとに開催する。なお、必要に応じて臨時総会を開くことができる。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条 本会は日本生物地理学会（The Biogeographical Society of Japan）と称する。</p> <p>第2条 本会は生物学各分野に関する生物地理学的研究を推進し、その知識の向上と普及を図ることを目的とする。</p> <p>第3条 本会は年に1度総会を開き、会務、会計その他の重要事項の報告や決定を行う。総会は会長の招集のもとに開催する。なお、必要に応じて臨時総会を開くことができる。</p>	

<p>第4条 本会は会の目的を達成するために、学会会報、学会通信等の定期刊行物および研究発表に関する出版を行うと同時に、年に1度大会を開催する。その他、第2条の項目に合致する事業を行う。</p>	<p>第4条 本会は会の目的を達成するために、学会会報、学会通信等の定期刊行物および研究発表に関する出版を行うと同時に、年に1度大会を開催する。その他、第2条の項目に合致する事業を行う。</p>	
<p style="text-align: center;">第2章 会 員</p> <p>第5条 本会に名誉会員、正会員、団体会員、賛助会員の4種の会員を置く。</p> <p>第6条 本会への入会希望者は住所、氏名(ローマ字併記)、職業を明記し、会費を添えて本会事務局へ申し込むこと。</p> <p>第7条 本会を退会する際、その旨を事務局へ申し出</p>	<p style="text-align: center;">第2章 会 員</p> <p>第5条 本会に名誉会員、正会員、団体会員、賛助会員の4種の会員を置く。</p> <p>第6条 本会への入会希望者は住所、氏名(ローマ字併記)、職業<u>及び連絡先</u>を明記し、会費を添えて<u>事務局</u> <u>会</u>へ申し込むこと。</p> <p>第7条 本会を退会する際、その旨を<u>事務局会</u>へ申し</p>	<p>第6条：連絡先として、今日では、電話番号、Emailアドレスが無ければ会計などの事務は不可能。</p> <p>第6条と第7条： 事務局→事務局会は、第9条の追加で表現を変えた。</p>

<p>ること。ただし既納の会費は返還しない。</p>	<p>ること。ただし既納の会費は返還しない。</p>	
<p style="text-align: center;">第3章 役員</p> <p>第8条 本会の役員として会長1名、副会長1名、評議員若干名、会計監査2名、若干名からなる編集委員会、編集幹事、企画委員会、庶務幹事、会計幹事を置く。</p>	<p style="text-align: center;">第3章 役員</p> <p>第8条 本会の役員として会長1名、副会長1名、評議員若干名、会計監査2名、若干名からなる編集委員会、編集幹事、企画委員会、庶務幹事、会計幹事および<u>広報委員会</u>を置く。</p> <p style="text-align: center;"><u>第9条 本会の事務執行のため、会長、副会長、編集委員長（学会会報担当および Biogeography 担当の2名）、企画委員長、庶務幹事長、会計幹事長および</u> <u>広報委員長で構成する事務局会を設ける。</u></p>	<p>第8条：実態に合わせて広報委員会を加える。今日では、ホームページは不可欠である。 →細則第14条</p> <p>第9条：学会事務の執行体制が明確でなかったため、明確にする。(2023年8月15日の評議員会議事録の5.その他の「追記の1」参照)</p>

<p>第9条 本会役員の選出方法、職務等については細則にゆずる。</p>	<p><u>第10条</u> 本会役員の選出方法、職務等については細則にゆずる。</p>	
<p style="text-align: center;">第4章 その他</p> <p>第10条 本会の運営に関し発言を希望する者は、 <u>会員10名以上を連記の上</u>、随時その内容を本会事務局に具申すること。</p> <p>第11条 本会会則の変更は、評議員会においてこれを協議し、総会において承認される。なお、評議員会の同意、総会での承認はともに出席者の過半数を必要とする。</p> <p>第12条 本会の会則を施行するための細則を設け</p>	<p style="text-align: center;">第4章 その他</p> <p><u>第11条</u> 本会の運営に関し発言を希望する者は、随時その内容を<u>事務局会</u>に具申すること。</p> <p><u>第12条</u> 本会会則の変更は、評議員会においてこれを協議し、総会において承認される。なお、評議員会の同意、総会での承認はともに出席者の過半数を必要とする。</p> <p><u>第13条</u> 本会の会則を施行するための細則を設け</p>	<p>第11条：会員10名以上連記は削除。1名の意見でも取り上げるべきではないか。事務局→事務局会</p>

<p>る。細則の決定と変更は、評議員会が行い、出席者の過半数を必要とする。</p>	<p>る。細則の決定と変更は、評議員会が行い、出席者の過半数を必要とする。</p> <p><u>第 14 条 評議員会は評議員総数の過半数の出席で成立する。評議員会は議事録を作成する。</u></p> <p><u>第 15 条 総会は定足数を設けない。総会は議事録を作成する。</u></p>	<p>第 14 条：現行の規則では、評議員会に 3 人が出席し、2 名の賛成で承認となる。このため、定足数を設ける（総数 17 名では、9 名以上で成立）。ただし、会則・細則の承認は委任状を認めない（細則第 16 条の 4）議事録の作成は会員に対する義務。</p> <p>第 15 条：総会の成立要件は設けない。議事録は必須。</p> <p>➡細則第 16 条の 5</p>
---	--	---